

KSKR 移動・送迎支援活動ニュース



《 2021 移動送迎支援活動セミナー 》

地域生活での移動・外出手段の現状と、 ニーズに合った取組みを考える！

今回のセミナーでは、交通空白地域の対策、介護予防の重視、買物難民問題、高齢者の免許返納促進など、社会情勢の変化に伴ってますます深刻さを増してきている地域における“移動・外出”支援の取組みを、それぞれの地域のニーズと資源にあわせて工夫ができないかどうか、それぞれの地域の特性にあった取組みとして共に考えていくために企画したものです。

地域の生活の足としての“移動・外出手段”を確保するため、住民主導による“お出かけサポート”のしくみや、“地域の生活交通”“くらしの足”を支えるための移動サービスの実態や住民ニーズを、いっしょに考えながら、大切な取組みを実践例に基づいて一歩いっぼ進めていきましょう。



▲2020年3月の移動送迎支援活動セミナー風景

行政・社協・町内会・自治会・民生委員・地域包括支援センター・地域生活支援コーディネーター・地域ケア会議担当者・市民の皆様などいっしょになって、地域生活での“移動・外出手段”の現状と、ニーズに合った取組みを考えていくことが、喫緊の課題となってきているのです。

2021 移動送迎支援活動セミナー

■ 日 時：2021年1月31日（日）

10:30～16:30（10:15開場）

■ 会 場：たかつガーデン（大阪府教育会館）8階

（大阪市天王寺区東高津町7-11 / 裏に地図）

■ 資料代：500円

■ 主 催：NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

■ 後 援：関西STS連絡会 / NPO法人 全国移動サービスネットワーク

【お問合せ】TEL/FAX：06-4396-9189 E-mail：stososaka@gmail.com

セミナー次第

《午前の部 (10:30 ~ 12:00)》

個別相談会

※ 個別で相談事がある団体（グループ）様は、遠慮なく相談を持ち込んでください。
【要・予約!!「相談依頼書」は別紙：相談無料】

《午後の部 (13:30 ~ 16:30)》

取組報告

- 「岡山県における移動・外出手段確保の現状から見えること（仮題）」：
 - ・ 講師：横山 和廣さん（NPO 法人 移動ネットおかやま代表
 / NPO 法人 かめかめ福祉移送理事長）

地域からの報告

- ① 太子町社会福祉協議会（大阪府南河内郡）
- ② 日野町東桜谷おしゃべり会「おたすけカゴヤ」（滋賀県蒲生郡）

現状報告

- 「関西2府4県の移動・外出手段の現状から考える」：
 - ・ 講師：柿久保 浩次さん（関西STS連絡会 事務局）

まとめ

- ・ 講師：三星昭宏さん（近畿大学 名誉教授、関西STS連絡会 顧問）

【要・予約!!「相談依頼書」は別紙】
 個別で相談事がある団体（グループ）様は、遠慮なく相談を持ち込んでください。

■ たかつガーデン（大阪府教育会館） ■

- ・ 近鉄「上本町駅」11番出口から北東方向に
- ・ 地下鉄「谷町九丁目駅」から北東方向に



(申し込み用紙)

氏名	
団体名	
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号 (_____) FAX 番号 (_____)

個人情報保護法に基づき提供された個人情報はその目的以外の用途には利用しません。

FAX. 06-4396-9189

----- 申し込み用紙 -----

FAX番号:06-4396-9189**E-mail: stsosaka@gmail.com**

(2021.1.31 移動送迎支援活動セミナー・別企画)

「移動サービスに関する個別相談会（要・予約）」**申 込 書**

地域生活の足として“移動・外出手段の確保を”と努力されておられる行政・社協・町内会・自治会・民生委員・地域包括支援センター・地域生活支援コーディネーター・地域ケア会議担当者・市民の皆様と、それぞれの地域の特性に合わせて、様々な事例を参考にしながら、いっしょに考えていくためのサポートをと企画された「移動サービスに関する個別相談会（要・予約）」です。

この機会をきっかけに、普段考えておられる構想を、一歩前に押し進めてみましょう。

(フリガナ) 氏 名 希望時間	※ 希望時間帯：① 10:30～11:00、② 11:00～11:30、③ 11:30～12:00 (3団体を想定しています。埋まり次第、予約の受付を締切ります。)
(団 体 名)	
連絡先 (団体住所)	〒 - 電話番号 () FAX 番号 () E-mail ()
現 状①	・ 地域生活の足の確保現状 (簡単な現状報告を)
現 状②	・ ニーズに対する住民の声 (個別相談会申込みのきっかけ)

※ 個人情報保護法に基づき提供された個人情報はその目的以外の用途には利用しません。

国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

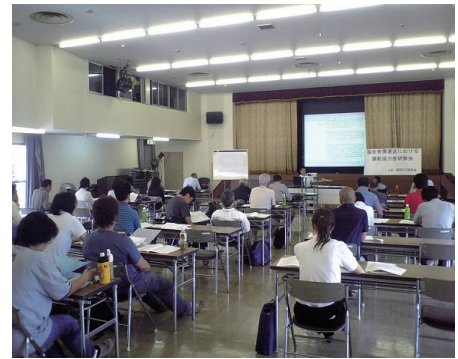
私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

■ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。■

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされています。ものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※カリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



■ 日 時: ① 3月27日(土) (9時30分～17時30分 ※昼休憩45分含む)
(2021年) ② 3月28日(日) (10時～11時30分:セダン講習

(介護資格の無い人:セダン講習希望者対象))

※いずれも開場・受付は20分前から

■ 会 場: NPO法人 日常生活支援ネットワーク 1階

大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号【チラシ裏面:地図参照】

■ 定 員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

■ 参加費用: 9,000円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※セダン講習を希望される方は1,000円で実施します。

※運転適性診断を希望される方は1,500円で実施します。

(当日受付でお支払いください。)

■ 主 催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

■ 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL: 06-4396-9189 FAX: 06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



 《 全国移動ネット「パブリックコメント」 》

2019年11月22日に国土交通省への「道路運送法改正に向けた自家用有償旅客運送制度に関する要請書～“関係者による合意”の要件撤廃を求めます～」を提出【本「移動・送迎支援活動ニュース」2020年2月15日号に詳細】したNPO法人全国移動サービスネットワーク（理事長 中根裕）が、私たちの想いも含めて2020年11月13日に提出した「パブリックコメント」を紹介します。（事務局）

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」 等の一部改正等について

（2020.11.13 NPO法人 全国移動サービスネットワーク 理事長 中根 裕）

【本文】(1)「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正

【意見】

- ・道路運送法において、関係者による「合意」から「協議」へと変更されたことを受けて、変更が意味するところを地域公共交通会議や運営協議会等の構成員に周知し、運営方法の見直しを徹底して行うべき。

地域交通の検討プロセスに関するガイドラインでは、「地域の具体的な移動ニーズを元に協議」することが会議の開催前のプロセスとされているが、個々の登録申請の協議においては、移動困難者の救済につながらないローカルルールが設定されることが少なくない。

主宰者である自治体が責任をもってニーズを把握し協議の場で共有化するべきことを明記し

ていただきたい。

- ・現行の道路運送法施行規則において、登録申請に必要な「合意」の要件は、運送の必要性、区域、対価の3項目と読み取ることができる。法改正により、この3項目が「合意」から「協議」の調うべき要件となったことを明確化すべきである。
- ・地域公共交通会議や法定協議会は、交通事業者と自治体職員で構成されていることが多い。上記会議において福祉有償運送が協議される場合には、福祉有償運送の利用対象者や実施団体の実情を把握している構成員を必ず加えるよう通知すべきである。

【本文】(2)「交通空白地有償運送（仮称）の登録に関する処理方針について」
及び「福祉有償運送（仮称）の登録に関する処理方針について」の制定

【意見】

- ・福祉有償運送は、原則として1対1の個別輸送とされているが、効率的な運行の促進によって、できるだけ多くの移動のニーズに応えることも重要である。複数乗車も推奨するべきである。複数の旅客から個別に運送の対価を収受する

場合に、その合計が、一人で乗車する場合と同額（割り勘等）であっても協議が必要とされている運営協議会が複数あるため、協議は不要とすべきである。

タクシーと異なり事前に利用者に対価を示すことができ、登録した対価の変更にも当たらない。現在は、複数乗車が望ましいケースを個別に運営協議会に諮らなければ実施できない運営協議会があり、合理的でない。

- ・交通空白地有償運送の登録車両は軽トラック（貨物）も可能とするべき。助手席に乗車しても、安全性に問題はないため。
- ・施行規則第51条の16に規定する修了証や車検

目 次

■ 案内：2021 移動送迎支援活動セミナー	1
■ 福祉有償運送運転講習会・案内	4
■ 国土交通省「パブ・コメ」(2020.11.13)	6
■ 【速報】「道路運送法」等の一部改正	8
■ 報道資料（東京交通新聞）	10
■ 報道資料（朝日新聞・読売新聞）	11

証、保険証券、持込車両の使用権原を証する書類は、運送者において保管すればよく、提出は省略すべきである。

また、新規および更新申請において、法人は登記事項証明書の提出が必要とされているが、登録申請は人格なき社団も申請が認められており、法人の場合も提出は不要である。全国的に、

登録申請書類を運営協議会への提出を求められている現状があり、提出作業が負担となっている。

そもそも有効期間3年の延長が改められない現状において、更新申請に係る書類全体が非営利団体には過重である。撤退理由の一つになっていることを重く受け止めてほしい。

【本文】(3)「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正

【意見】

- ・ 旅客のうち、ハ及びニに該当するものについて、判定委員会が設置されている地域や運営協議会で判断することとされている地域では、利用を希望しても何ヵ月も利用できず待たされる事態

が起きている。

例示されている「判定組織を設置して判断」と「運営協議会で判断」は合理的でないため、削除すべき。

【本文】(5)「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正

【意見】

- ・ 「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」において、運送の対価は「タクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く）の概ね1/2の範囲内であること」は、あくまでも目安であり、上限として定められているものではない。」とされている。

また、国自旅第298号の2「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」（2015年12月25日付け）において、次のように書かれて

いる。地域公共交通会議等の円滑な協議運営のためにも、以下について、あわせて明記していただきたい。

「旅客から収受する対価については、道路運送法第79条の8第2項の規定により“実費の範囲内”であることが求められるところであり、ガソリン代等その他、輸送に係る適切な範囲内であると認められるのであれば、予約事務を行うオペレーターの人件費等も実費の範囲として含むことは可能である。」

【本文】(6)「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の規定に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」の一部改正

【意見】

- ・ 認定講習のうち「セダン等運転者講習」は、セダン車両に乗降介助するには、高い介助技能が必要という認識（当時の介護タクシーのように車いす利用者であってもセダンで輸送する）に基づいて、2種免許所持者であっても、セダン受講が必要という整理がなされた。

しかし福祉有償運送団体は、知的障がい者や視覚障がい者、杖歩行の高齢者など、福祉車両が必要ない移動困難者に対応するためにセダン（福祉車両でない）車両を使用している。一方、福祉有償運送運転者講習では、知的障がい者や視覚障がい者等の利用者理解や接遇・介助につ

いても盛り込んだ内容を履修しており、セダン等運転者講習と内容が重複している。

セダン等運転者講習は廃止し、福祉有償運送

運転者講習に含むものとすべきである。

- ・ 関係法令に関する課目の所定の時間数は、市町村運営有償運送等運転者講習は20分であるのに対し、福祉有償運送運転者講習は50分と定められている。また運転方法に関する科目は40分に対し50分となっている。この時間数の差についての合理的な理由が見当たらない。

関係法令と運転方法に関する科目の時間数は

市町村有償運送等運転者講習と福祉有償運送運転者講習は共に20分、関係法令に関する課目の所定の時間数は40分とすべきである。

同時に、福祉有償運送運転者講習を修了すれば市町村運営有償運送等運転者講習を修了したものとみなす、また、市町村有償運送運転者講習を修了していれば福祉有償運送運転者講習の重複しない課目のみ受講すれば修了とみなすべ

きである。

- ・遠隔システムを活用した講習の実施においては、対面で実施する場合より負担が増えることのないよう留意されたい。実施したことの確認方法等は、現行の通達では定められておらず、対面と遠隔システムによる講習に不均衡が生じないようにするべきである。

【本文】(8)「地域の交通状況の把握の考え方について」の制定

【意見】

- ・一部の都市を除き高齢者の移動手段の確保は各地で深刻な課題となっている。バスの減便や撤退も続いている。財政難の市町村においては交通空白型の自家用有償旅客運送の導入は選択肢の一つであるが、交通担当職員には、自家用有償旅客運送の知識や情報、ノウハウがほとんどないと言ってよい。多少はあっても、交通事業者からの反発を恐れ、対話を諦めている傾向がある。

したがって、検討プロセスのガイドラインは

活用されていない。住民や利用者の利益より交通事業者の利益が優先されている。

- ・地域公共交通計画に位置づける自家用有償旅客運送について、国土交通省や地方運輸局がもっと指導・アピールすべきではないか。
- ・地域の交通状況の把握についてマニュアル等を示されると思うが、そのマニュアルは三竊み状態の地域の状況を打破し、高齢者の外出を促進して地域を活性化するために資する内容として作成してほしい。

《【速報】「道路運送法・施行規則」及び「通達」の一部改正》

「道路運送法」改正に伴う自家用有償旅客運送関係通達の改正について

(NPO 法人 全国移動サービスネットワーク 事務局)

2020年5月27日に可決成立した「道路運送法」が、11月27日付で施行されました。

施行規則及び関係通達が発出されましたので、自家用有償旅客運送関係通達についてお知らせいたします。(事務局)

《福祉有償運送を中心とする主な変更点》

- ①自家用有償旅客運送の種別については、「市町村運営有償運送」がなくなり、「福祉有償運送」と「交通空白地有償運送」の2種類になりました。
※市町村運営有償運送のうち、「市町村福祉輸送」は「福祉有償運送」に、「交通空白輸送」は「交通空白地有償運送」になりました。

- ②観光客の利用が、例外的な取り扱いから旅客の対象として位置付けられたほか、「事業者協力型自家用有償旅客運送」が誕生しました。
※観光客の利用を認めていた「自家用有償観光旅客等運送」は、国家戦略特区法に基づく運送の種別のため、道路運送法上には定義されていません。
※「事業者協力型自家用有償旅客運送」は、福祉有償運送または交通空白地有償運送の、いず

れかの手法（新しい実施体制の形）として位置付けられたものです。

- ③福祉有償運送については、利用対象者が「イロハニ」から「イロハニホヘト」となりました。
- イ 身体障害者
 - ロ 精神障害者
 - ハ 知的障害者
 - ニ 要介護者
 - ホ 要支援者
 - ヘ 基本チェックリスト該当者
 - ト その他の障害

また、これまでは、「旅客の範囲」は、変更・拡大・縮小を問わず「軽微な事項の変更の届出」の必要な事項でしたが、「変更登録の必要な事項」に変わりました。

「福祉有償運送の登録に関する処理方針」の「6. 変更登録の（1）変更登録を行う場合」をご参照ください。

- ④国土交通大臣認定講習は、福祉有償運送運転者講習を受講すると、交通空白地有償運送の講習は受講したものとみなされることになりました。

- ⑤自家用有償旅客運送事業者が利用者から収受する対価の取り扱いの改正。

■今回の改正に伴って、現在実施中の自家用有償旅客運送についての変更手続きをしなければならぬということはありません。

更新登録や変更登録の際に、変更された条件に応じて手続きを取ることとなります。

※「2020年11月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。」とされています。

【参考：「道路運送法施行規則」等の一部改正
(改定／2020年11月27日)】

■「4. 旅客から収受する対価について(対価通達2.(3)①イ。(注2)) 旅客から収受する対価については、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であることなどが求められているが、対価通達2.(3)①イ.にある「タクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること。」は、運送の対価の目安であり、上限として定められているものではない。

また、旅客から収受する対価について、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められているが、これは、対価通達2.(3)①(注2)にあるとおり、運送の対価を運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価の水準を、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であるとするような操作を防止するためである。」

【「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について」(通達：国自旅第319号／2020年11月27日)】

「道路運送法施行規則」の一部改正

(改定／2020年11月27日)

(自家用有償旅客運送)

第49条 法第79条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(1998年法律第七号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)

二 乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(1970年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者(特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第51条の25の名簿に記載されている者)及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

イ (略)

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(1950年法律第123号)第5条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(1960年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者

- 二・ホ (略)
- へ 介護保険法施行規則 (1999 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト (略)

(自家用有償旅客運送の種別)

第 51 条法第 79 条の 2 第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 交通空白地有償運送
- 二 福祉有償運送

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第 61 条の 16 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者 (当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて二年以内に停止された者を除く。)であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

《 資料 (新聞報道) 》

改正「地域交通活性化法」が施行 ／改正「道路運送法」「独禁法特例法」も

(2020.12.7 東京交通新聞)

地域の公共交通網の維持に向け、自治体がバス事業などに積極的に関わる仕組みを盛り込んだ改正「地域公共交通活性化・再生法」と、タクシーと市町村・NPO の「協力型自家用有償運送」を創設する改正「道路運送法」、乗合バス事業者の共同経営・合併を促す独占禁止法適用除外の特例法が 11 月 27 日、一斉に施行された。

新型コロナウイルスの影響で交通業界は打撃を受けており、新たな措置が経済対策とともに奏功するか注視される。

自治体は「地域公共交通計画」(旧地域公共交通網形成計画)の作成が義務付けた。MaaS(マース=モビリティ・アズ・ア・サービス、移動サービスの連携・統合)事業での運賃の一括届け出が認められる。

独禁法の特例は地方銀行も対象で、10 年以内の時限措置。事業者を「特定地域基盤企業」と位置づけ、競争政策を抑える。バスでは便数の調整などが該当する。両備グループ(岡山市)は施行初日、競合路線の共同経営申請に向けた

協議を国土交通省に申し入れた。

有償運送関係では協力型のほか、NPO などの登録(運送サービスの開始)が、自治体やバス・タクシー事業者などで構成する運営協議会の合意がなくても申請できるケースを新設。運送の対価について、タクシー運賃の「おおむね 2 分の 1」を超える設定を認めることを明確化した。

◇ ◇ ◇ ◇

改正「交通政策基本法」と改正「国土強敵化基本法」が 2 日の参院本会議で可決、成立した。大規模災害や感染症の流行などに対し、公共交通の機能を維持するために国が支援することが明記された。超党派の議員立法として、今国会に提出された。



《 資料（新聞報道） 》

《太子町、住民団体に貸し出し》公用車 お年寄りの足に ／通院・買い物 助け合いを支える

(2020.11.30 朝日新聞)

太子町は、町内の高齢者を病院などへ送迎しているボランティア団体に、公用車を無償で貸し出す事業を始めた。自分で運転するのはやめ、公共交通機関の利用も難しい高齢者の外出機会を増やそうと、住民主体の取り組みを側面から支援する。

「いつもありがとうございます」。太子町太子の自宅前で軽ワゴン車から降りた奥村英三さん(81)が、ハンドルを握るボランティア団体・寿喜菜(すぎな)の会のメンバーに声を掛けた。ピンク色のこの車は、町が新たに導入したバリアフリー対応の公用車だ。

奥村さんは週2回、8キロほど離れた富田林市の病院に通う際、同会の移動支援サービスを使っている。高齢になり、持っていた自家用車は手放したという。「町内にタクシー会社がなく、こういうサービスは本当に助かる」と奥村さん。

奥村さんのケースでは、送迎料金は往復1600円。乗車前と降車後の付き添いなどに対する補助として、町が団体に1200円を出している。

府東南部に位置する太子町は人口約1万3千人で高齢化率は3割に迫る。町内には鉄道の駅はない。コミュニティーバスや民間バスは走っているものの、坂が多く、「バス停まで歩くのもつらいとの声が少なくない」(町高齢介護課)。

大きな病院も町内にはない。運転免許証を自主返納するなどする高齢者も増えており、通院時などの「足」をどうするかが課題になっていた。



※太子町の公用車を使って高齢者の送迎をする「寿喜菜の会」のメンバー＝町役場



※太子町職員と高齢者の移動支援について打ち合わせする「寿喜菜の会」の土井勝代表(右端)ら＝太子町春日。

町と町社会福祉協議会は2016年、高齢化の進展で今後必要となる生活支援の「担い手」を発掘するための勉強会を町内の各地域で開いた。その場でも多くの参加者から「気軽に外出できる移動手段が少ない」との声が上がった。

移動をどう支援するか。住民中心で話し合いが進められ、翌17年には有志のグループが、自家用車を使った有償ボランティアのモデル事業を始めた。町は安全運転のための講習をしたり、補助金を出したりと側面支援に徹した。

利用者は次第に増え、19年度に町内3団体による移動支援を利用した人は117人、回数は1292回に達した。

町は新たな支援として、宝くじの助成金を財源に、団体が移動支援に使える公用車2台を今年10月に導入した。1ヵ月間で通院や買い物など計61回利用された。寿喜菜の会の土井勝代表(75)は「ガソリン代や車の維持管理費、保険料の負担がなくなり、ありがたい」と歓迎する。

武部勝浩・町高齢介護課長は「行政主導ではなく、『ボトムアップ型』での合意形成をめざしてきた。今後も住民同士の助け合いを支え、介護予防や健康増進につなげていきたい」と話す。

(白木琢歩)

《 資料（新聞報道） 》

《太子町貸し出し》ボランティア団体に ／高齢者送迎公用車を活用

(2020.11.27 読売新聞)

太子町が、高齢者らを対象にした送迎サービスを実施するボランティア団体に、公用車を無料で貸し出す支援を始めた。公用車の活用を通じて移動支援を後押しする珍しい取り組みで、町は「高齢者らの『生活の足』の拡充につながれば」としている。

高齢化率の上昇を受け、町民から移動支援の要望が高まり、同町では2018年4月からボランティア3団体が有償で送迎事業を開始。国土交通省と協議しながら、マイカーなどで病院送迎や乗降介助、ごみ出しなどのサービスを提供している。坂道が多い土地柄でもあり、好評という。

しかし、車両維持費などの費用がかさみ、各団体の財政を圧迫していたことから、町は支援を決定。軽乗用車2台を購入し、10月から3団体のうち2団体に対し、2台を無料で貸し出すことを決めた。

サービスは、平日の昼間、町役場から半径10キロ内で、1時間600～800円で利用できる。今



※送迎に利用される町の公用車（太子町で）

月20日までの約1ヵ月間の実働回数は2台で計61回で、町内外の病院のほか、駅やスーパーなどへの送迎で活用された。

月に3回ほど通院で利用する同町の植村和美さん（79）は「車内で話しかけてもらえ、通院の不安も薄らぎ、助かっている」と喜んでいる。

ボランティア団体「桜草クラブ」メンバー・藤原敏江さん（72）は、「町の支援は助かり、今後も安全運転で送り迎えをしたい」と話し、町の担当者は「町民が支え合う取り組みに公用車を存分に活用してもらいたい」としている。

編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

定価／100円